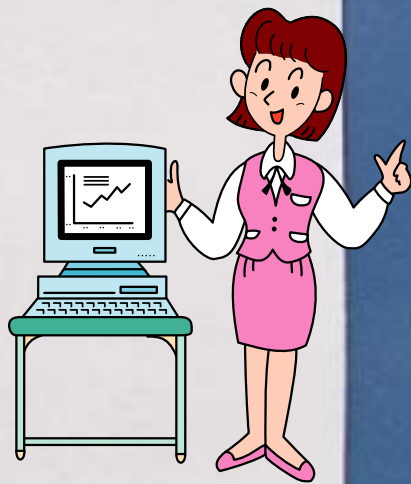


# 〔被扶養者の資格調査を終えて〕



7月に皆さんにご協力をお願いしました被扶養者の資格調査が終了しました。

本組合では、毎年この資格調査を実施しているため、1年以上さかのぼって扶養認定を取り消すことはほとんどありませんが、なかには、遡及して取り消したことにより、多額の医療費の返還が生じた事例もあります。

今回の調査で、扶養認定の取消し事例の多かったものをまとめてみました。

## 1位

既に就職していた

もっとも多かったのが、「就職」していたにもかかわらず、取消しの手続が行われていなかったケースです。

学校を卒業し、就職先の健康保険に加入すると、被扶養者の資格を失います。

すので、扶養認定されている家族が就職したときは、速やかに取消しの手続を行うてください。

## 2位

所得が増加していた

次に多かったのは、年金収入などの所得が、認定基準額である年額130万円（60歳以上で公的年金を受給されている方などは、180万円）を超えていたケースです。

## 1 年金収入

（所得税法上非課税扱いとされている遺族年金、障害年金を含みます。）

① 65歳になり、老齢基礎年金を受給できるようになったため、認定基準額を超えていた。

② 配偶者が亡くなり、遺族年金を受給していた。

などが主な例ですが、受給年金額の増加により扶養認定を取り消す場合は、**年金の裁定通知日若しくは年金額改定通知日**にさかのぼります。今後も年

金額の改定、老齢基礎年金や遺族年金の受給開始など被扶養者の年金額の変動には、留意ください。

## 2 給与収入

（給料・ボーナス・諸手当・雇用保険等の給与所得控除前の総収入額をいいます。）

① 前年は短時間のパート勤務であったが、勤務形態が変更されたことにより所得が認定基準額を超えていた。

② 学校を卒業後、アルバイトなどで収入が認定基準額を超えていた。

など、パートやアルバイトなどの収入のある被扶養者については、その収入額について、注意ください。

また、所得が認定基準額を下回っている場合であっても、雇用先において健康保険に加入している場合があるため、健康保険制度の二重加入とならないよう、注意ください。

## 3 事業収入等

農業、商業、製造業、その他の事業

## 3位

同居を要件とする者が別居していた

組合員との同居が要件の被扶養者（義父母、兄弟など）が、別居していたなど、被扶養者の認定の要件に該当しなくなったにもかかわらず取消申告をしていないケースです。

被扶養者は、「主として組合員の収入により生計を維持している者」とされています。この状態でなくなった場合には、速やかに取消しの手続をしてください。

今後も、被扶養者の認定要件についてご理解いただき、被扶養者の所得の把握には十分留意ください。

## 組合員証の更新（証の交換）が終了しました



組合員証の更新につきましては、9月30日をもって終了いたしました。お手元には新しい組合員証が届いていることと思います。

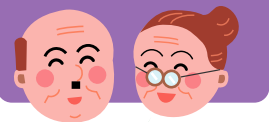
今まで、ご使用いただきました組合員証は、有効期限が平成18年9月30日となり、10月1日以降は無効となります。まだ、交換されていない方は、所属所の共済事務担当課（係）にお申し出ください。

なお、今回交付しました組合員証は、2年後の組合員証の更新時（平成20年9月30日）までご使用いただくこととなります。

### 記載内容の確認を

この機会に、組合員証の氏名、フリガナ、生年月日、住所等の記載内容に間違いがないか、ご確認ください。記載内容に誤りがあった場合は、所属所の共済事務担当課（係）に申し出てください。

## 高齢受給者（70歳以上75歳未満）に係る改正



● 一定以上所得者の自己負担割合が変わります！

高齢受給者のうち、一定以上所得者基準収入額以上の者の医療機関窓口での自己負担割合が、平成18年10月から、2割から3割に引き上げられます。該当の方には新たな負担割合を記した高齢受給者証をお送りしています。なお、自己負担割合が1割であった方については変更ありません。

● 基準収入額が改正されました！

右の負担割合を決めるための基準収入額が、税制改正により公的年金等控除が見直されたこと等に伴い、平成18年9月から9Pのとおり改正されました。なお、70歳未満の組合員に扶養されている70歳以上の被扶養者は、年収にかかわらず1割負担となります。

### ◎ 年収の算定

年収は、療養を受ける年の前年（療養を受ける月が1月から8月までの場合は前々年）における所得税法上の収入金額（退職金は除く）が対象となります。